

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール(案)
(柔道整復療養費)

1. 平成28年10月1日から施行するもの

項番	項目	必要な改正等
①	同一建物の複数患者への往療の見直し	留意事項通知の改正

2. 具体案の検討が必要であり、年内を目処に方針を決め、周知を図った上で平成29年度から実施を目指すもの

項番	項目	必要な改正等
②	「亜急性」の文言の見直し	留意事項通知の改正
③	支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表	事例集の策定 柔整審査会設置要綱の改正 審査要領の改正
④	「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定	審査基準の策定 柔整審査会設置要綱の改正 審査要領の改正
⑤	柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み	協定・契約の改正 柔整審査会設置要綱の改正
⑥	地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み	指導監査要綱の改正
⑦	保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み	協定・契約の改正
⑧	事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする	協定・契約の改正
⑨	支給申請書様式の統一	指定様式(協定・契約及び記載要領)の再周知

3. 具体案の検討が必要であるとともに、十分な施行準備が必要であり、年度内を目処に方針を決め、できるだけ早期に実施を目指すもの

項番	項目	必要な改正等
⑩	施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入	協定・契約の改正
⑪	初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更	料金改定 留意事項通知の改正 協定・契約の改正
⑫	電子請求に係る「モデル事業」の実施	モデル事業の実施 協定・契約の改正

4. 継続的に実施するもの

項番	項目	必要な改正等
⑬	地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化	—
⑭	不適正な広告の是正	—

5. 次期改定に向けて、調査を実施するもの

項番	項目	必要な改正等
⑮	原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集	調査依頼通知の発出 データの収集
⑯	柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握	—

6. 引き続き検討するもの

項番	項目	必要な改正等
⑰	支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること	—
⑱	問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること	—